

本庄市パブリックコメント手続の概要

市民生活に広く影響を与える計画案や条例案等の作成

- ① 本庄市ホームページへの掲載
- ② 所管課、企画課（所管課が出先の場合のみ）、総合支所、市民活動交流センター、図書館（本館、分館）で閲覧

※「広報ほんじょう」または「お知らせ版」で意見募集を掲載する

計画等の案の公表

（併せて、作成した趣旨、目的、背景など必要な資料を公表）
意見の提出先、提出方法、提出期間、その他必要な事項を明示

（提出期間は原則として30日以上）

意見の提出

（意見の提出方法は、持参、郵便、ファクシミリ、電子メール）

計画等の案に反映できる意見

計画等の案に反映できない意見

案の修正

理由の取りまとめ

意見募集結果（意見と市の考え方）の公表

（意見提出者へ個別回答はしません。
公表方法は案と同様になります。）

計画等の決定

（議会の議決を要するもの）

議会の議決

（議会の議決を要しないもの）

決定した計画等の公表

（公表方法は案と同様になります。）